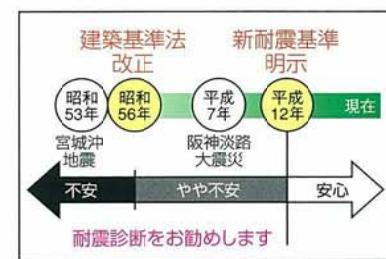


家族や財産をまもる家。その家をまもるための診断。

「住みいるオスカー」の耐震診断と耐震リフォームで、日々の暮らしにやすらぎを。

頻発する地震への備えを。

日本は世界有数の地震多発国。先ほど起こった「能登半島地震」をはじめ、近い将来起こる可能性が高いといわれる「東海地震」や「南海地震」。お住まいの地震への備えは万全でしょうか。



お宅はいつ建てられましたか。

平成12年以降に建てられた住宅は、現在の「新耐震基準(※)」に基づいて建築されているので耐震強度は充分あると言えますが、それ以前の住宅は耐震強度が不明な状態です。

(※昭和53年宮城沖地震での被害を機に、建築基準法を改正。その後、平成7年阪神淡路大震災を教訓とし、さらに耐震規定の明確化を図ったもの。)

リフォームでもほぼ義務化。

耐震偽装問題など耐震に対する世論の関心が高まり、近年リフォームにおいても、申請物件における既存住宅への耐震診断・改修がほぼ義務化される傾向にあります。確認申請が必要な増改築(リフォーム)物件において、新設部分の構造方法・面積等により、既存建物においても「構造計算」もしくは「耐震診断・耐震改修」を行わなければなりません。



耐震診断の
ポイント

なぜ耐震診断を受けたほうが良いの？

木造住宅は生き物です。定期的に手を入れメンテナンスしていかなければ、本来の性能を発揮できないばかりか、寿命を縮めてしまいます。まずは住宅の現在の状況を把握して、耐震性・今後のメンテナンス・補強の方法・対策を「知ること」が重要です。



壁量、壁のバランス、接合部、基礎のつくり など

これらを詳しく調べることで、お客様のお宅を長持ちさせるためにやらなければならない事が明確になります。

必要な強さ (Qr)	評価できる強さ (Pd)	つよさ (P)	配置 (E)	劣化度 (D)
住宅の広さや地盤などの条件から、その住宅に必要な強さがわかります。	壁の強さ、配置、劣化度を考えて、お客様の住宅の評価できる強さ(保有耐力Pd)がわかります。	既存の壁の仕様や配置の量から、お客様の住宅の強さを判断します。	十分な量の壁があっても配置のバランスが悪ければ倒壊の原因となります。	住宅に劣化が見られると、本来持っているはずの力が発揮できなくなります。

◎耐震診断の種類

一般診断法

国土交通省住宅局監修の「木造住宅の耐震診断と補強方法」における「一般診断法」に準拠しています。

現在一般的に実施されている耐震診断の手法で、自治体で行われている耐震診断もこの耐震診断法に基づいたものです。

まず
ご自身でも
点検を!

専門的な診断を行う前に、参考にしていただくことを目的として作成された、「誰でもできるわが家の耐震診断」が「財団法人 日本建築防災協会」よりHP等で紹介されています。一般診断法を受けられる前に、ご自身で自分の家の耐震性をはかる目安としてみてください。

◎耐震診断者

この耐震診断は、耐震技術認定者講習会を受講、講習会後の考査に合格し、1級・2級・木造建築士の資格を有する者で、特定非営利活動法人「住まいる構造改革推進協会」(住構協)の耐震技術認定者が、責任を持って行います。



◎耐震診断における条件

耐震診断は、木造在来工法で2階建て以下の建物において承ります。

- 平成12年以降に建てられた住宅に関しては耐震診断の請負はいたしません。(平成12年以降の建物においては新耐震基準をクリアしているため)
- プレハブ・RC造・鉄骨構造はお受けしていません。
- 耐震診断には、お客様の立会いをお願い致します。
- 床下、小屋裏の確認が必要なため確認できる箇所が無い場合、別途点検口取り付けの費用が発生いたします。
- 耐震診断に基づく補強工事をしたからといって、全ての地震に対して建物が倒壊・損傷しない事を保証するものではありません。あくまで大地震において倒壊するかどうかの診断です。
- 借家の物件の耐震診断は承ることができません。

◎耐震診断の流れ

